

令和8年3月26日

第1 第6期中長期目標期間における森林機構のミッション

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の3業務を行う独立行政法人であり、研究開発業務としては120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務としては水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において、長期の分収林契約の仕組みにより水源林の造成・管理を行い、長年にわたる豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有する機関として、また、森林保険業務としては火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する機関として、我が国の森林の有する公益的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に貢献してきた。

森林機構を取り巻く環境を見ると、6割を超える人工林が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中で、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標である40百万m³（令和7年）を達成できていない状況にある。令和3年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）や為替変動等もあって、国内資源への期待が高まっており、こうした状況を国産材のシェア拡大のチャンスとして活かしていくことが求められている。また、地球温暖化防止や生物多様性保全への関心が高まっており、主伐・再生林による循環利用や多様で健全な森林づくりが求められている。

一方で、我が国の森林・林業・木材産業は、人口減少や、高齢化による労働力の減少、山村の過疎化、気候変動に伴う災害の激甚化、温室効果ガス排出量のネット・ゼロの実現、生物多様性の保全などの課題に直面している。そうした中でも、国民からの期待が高い水源涵養や国土保全をはじめとする森林の多面的機能を将来にわたり十分に発揮させることが求められているほか、森林空間や森林の持つ機能を活用して山村に新たな価値を創造し山村振興を図ることや、再生可能な木質資源から成分を取り出して高付加価値な新素材を開発することにより林業・木材産業も経済性を高め循環型社会に貢献することも期待されている。

このように、森林機構に対しては、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが一層強く求められる状況となっている。その責務を果たすため、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かしつつ、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と業務運営の効率化に森林機構全体で一体的に取り組む。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

我が国は世界有数の森林国である一方、労働力の高齢化や木材価格の低迷など林業・木材産業を取り巻く状況は厳しく、解決すべき課題を多く抱えている。また、激甚化する自然災害や生態系の劣化は森林が有する多面的機能の発揮にも影響を及ぼし得ることが懸念される。かつて人と森林とが密接な繋がりを持っていた山村は過疎化が進み、適正な森林管理が進まない中、地域社会の再興だけでなく、森林の多面的機能を将来の世代でも享受できるようにするためにも対応が必要となっている。人と森林の関係を重視し、多様な幸せ（ウェルビーイング）の向上に繋げるためにも、サーキュラーエコノミーの考えのもと、森林資源を持続的かつ適正に循環利用していく必要がある。加えて、炭素中立（ネット・ゼロ）や自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現といった国際的にも重要視される取組への対応も求められている。研究開発成果はこれらの対応を進めるに当たって重要な科学的エビデンスとなる。森林科学に関連する分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、基礎研究や継続性が重視される基盤的研究を実施しつつ、デジタル技術などを活用して、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持増進や、我が国が目指す森林・林業・木材産業の姿の実現及び社会的要請に貢献するための研究を推進する。具体的には、森林の持つ多面的機能の発揮を通して、環境変動に対する森林の環境保全・調整機能の強化や生物多様性の評価と保全に向けた研究開発を推進する。また、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに多様な森林資源を持続的に管理するため、林木育種基盤の充実と優良品種の開発に関する研究を推進する。

研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

研究開発成果の最大化については、産学官連携による共同研究の強化に資する研究開発プラットフォームとの連携を引き続き推進するとともに、異業種・異分野との連携を強化する研究コンソーシアムの設置に積極的に取り組む。

また、大学や試験研究機関等との連携を促進するとともに、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、支所・育種場等を地域の拠点として各地域の課題解決に寄与する。一方、気候変動や生物多様性など国際的な課題の解決に向け、国内外の関係機関との連携を促進し、我が国の国際貢献に寄与する。

研究開発成果の社会還元については、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーション

ンを巡る動向等を踏まえ、オープンサイエンスを視野に入れた研究成果のオープン化促進を図るとともに、これまでに収集した標本や調査資料の保管体制を整え、適切な公開・提供を推進する。加えて、適切な知的財産の管理と支援により研究成果の社会実装を推進する。これらの取組により研究力の強化、研究成果の最大化を図る。

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。

(A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

(B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

(C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、森林機構自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。また、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

(重点課題A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

気候変動に伴う極端な気象現象や、大規模地震・火山活動などの自然災害、人間活動による人為的な資源の過剰利用や原子力事故、少子高齢化・人口減少などによる社会構造の変化など、社会環境の変化を引き起こす要因が増加しつつあり、このような環境変動要因に対する適切な対応の必要性がますます高まっている。これに対して陸地の多くの面積を占める森林は環境変動の緩和や調整を行う効果が期待されている。環境変動は、森林の生物相へ多様な影響を及ぼすと同時に生物の活動は環境へも影響を与えている。したがって森林の環境変動対策を高度化するためには、外的要因に対する応答として森林の多面的機能を適切に評価するとともに、森林環境と生物相の双方向の影響関係を明らかにすることが必要である。また、現代社会においては、持続可能な社会の構築と人々のウェルビーイングの向上が強く求められている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、森林の多面的機能を環境保全や調整機能の側面と生物多様性保全機能の側面から高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進する。

戦略課題A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

環境変動要因に対して、森林は気候変動の緩和や水源涵養、土砂災害防止など環境の保全や調整を行う多面的機能を有している。環境変動が進行する中で、環境変動要因に対する森林の環境保全・調整機能の評価やリスク軽減技術の開発を進め、安全・安心な社会の構築に向け森林を活用した環境保全技術の開発を行う

ことが必要である。

このため、環境変動要因の中核となる気候変動に対して、精緻な観測技術の開発を進め、現状を把握し、超長期の攪乱が植生や生物、温室効果ガス動態などに及ぼす影響の要因を明らかにして、森林生態系における生産量や炭素蓄積量の評価と将来リスクの予測の高度化を進め、ネット・ゼロに向けた吸収源機能の強化手法を開発する。

さらに、気候変動に伴う気温上昇や降水パターンの変化による森林の水源涵養機能等の低下や変質を受けにくい森林管理のために、環境変動と森林施業が森林の多面的機能に及ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。東日本大震災に伴う原子力事故からの復興のために、放射性物質の動態を予測する技術を開発する。

加えて、頻発する極端な気象現象や大規模な地震・火山活動等に伴って発生する激甚な山地災害や森林被害の防止・軽減のため、新たな計測や解析技術及び災害履歴情報を活用し、山地災害や森林被害の発生メカニズム及び森林の災害軽減機構の解明、災害発生リスクの評価をすすめることにより、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する。

森林の機能の評価には、長期的なデータの拡充が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象の観測や、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤データの収集に取り組むとともに基盤データの公開を行う。

戦略課題A2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

環境変動に対応した持続可能な社会の実現のために、自然に基づく解決策(NbS)や、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの概念が国際的に重要視されている。そこで、陸域の生物多様性の大部分を支える森林の生物多様性の現状を評価し、生物多様性と環境変動との関係、生物多様性とその他の多面的機能との関係を明らかにし、生物多様性の保全及び生物多様性と関連する機能の維持・増進に役立てる必要がある。

このため、森林の生物多様性の情報基盤となる森林生物の遺伝学的情報や森林動態の長期モニタリングのデータベースの充実化と公開を進めるとともに、デジタル技術も活用して森林の生物多様性の維持機構の解明に向けた知見の蓄積と、生物多様性の評価手法の開発を行う。

さらに、環境変動に対する森林生物及び生物多様性の応答を解明し、環境変動の影響を軽減する森林管理手法を開発する。

加えて、人獣共通感染症の感染リスクを軽減する生態系管理手法を開発するとともに、新たな侵略的外来種が侵入することによるリスクを予測・評価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する。

(重点課題B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

我が国の人工林資源を十分に活かしていきれていない状況にある中、豊富な森林資源

を持続的に利用するため、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や造林保育の技術開発、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発が求められている。

一方、急激な気候変動が森林を取り巻く環境の変化をもたらす中、環境負荷低減にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化並びに国民生活の向上に貢献する研究開発を行う。

戦略課題B 1 森林資源の持続的利用と山村地域の活性化のための研究開発

人口減少下においても森林資源の持続的な利用を進めるため、林業を支える人材の確保、山村地域の活性化、林業適地における効率的な木材生産と確実な再造林を図る一方、多面的機能の発揮が期待される森林の適切な維持管理が求められている。

このため、人口減少や国内木材需要の縮小等が進む中での、山村地域、林業経営及び木材需給の変化と課題を明らかにする人文・社会科学研究を推進する。

また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発し、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に向けた針葉樹人工林の針広混交林への誘導指針を提示する。

さらに、林業DXの基盤構築に寄与する要素技術を開発し、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全化技術を進展させる。

加えて、森林の長期的な成長特性を明らかにする研究基盤情報として収穫試験地30か所のモニタリングを実施し、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとともに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

戦略課題B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

気候変動による森林環境の変化や林業の人材不足による森林管理様式の変化に伴う既存の森林病虫獣害の拡大、及び林産物取引に伴うグローバルな病虫害移動リスクの高まりが問題になる中、持続的な林業・木材産業の実現及び森林生態系の保全に向けて、環境負荷低減にも資する新たな視点での被害対策が必要とされている。また、人口減少や高齢化に直面している社会において、特用林産物等の森林微生物資源の有効活用による山村地域の活性化や国民生活の質向上が求められている。

このため、外来種を含む被害対策が求められる森林病虫害の防除技術やニホンジカ・ツキノワグマ等による獣害の管理手法を生物資源や生物特性に基づき開発する。また、スギ・ヒノキの輸出拡大に向けて、木材生産の各段階における病虫害の発生リスクをとりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法をシステムズアプロー

チにより開発する。

さらに、山村地域の活性化や国民生活の質向上に向けて、特用林産物の生産振興を行い、国産安定供給を含む安全な食品生産ニーズに応えるため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。また、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散防止技術の開発を進める。

加えて、樹木病原菌や食用きのこ類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、特性評価を行い研究に活用するとともに、研究成果物としての保管を行う。また、獣害防除に資するため、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営し、市民の力を活用して野生動物の分布状況を把握する。

戦略課題B3 木材の高度利用に向けた研究開発

森林資源の持続可能な利用を目指し、建築物等への利用をはじめとした木造化・木質化の多様なニーズに対応して木材・木質材料の需要拡大を図るため、大径材や広葉樹等の国産材資源の高度利用技術の開発が求められている。

そのため、要求される品質・性能を有する木材製品の安定供給に向け、AI等も活用し、加工工場等の現場測定も含めて木材特性の非破壊評価技術を高度化し、生育環境等の要因が木材特性の発現に及ぼす影響を解明するとともに、木材特性に基づいた効率的な生産・利用に資する木材の選別技術や加工技術を開発する。

また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大を図るため、超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発を進めるとともに、デジタル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化を図る。耐久性等の性能付与、環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発を行う。

さらに、木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、海外樹種を含めた有用樹種を中心に150点以上の木材標本データを拡充し、ウェブサイト等を通じてデータを公開する。

戦略課題B4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能である木質バイオマスを活用するべく、木材及びその化学成分をバイオマスエネルギー及びバイオマスマテリアルの原料として利用するための技術開発が求められている。

このため、木質バイオマスの実利用に必要な実証的な研究開発を継続することに加え、木材をバイオマス原料として利用するための新たな技術を開発する。バイオマスエネルギーの利用研究では、地域での小規模利用に必要な燃料の高品質化と高い経済性を実現する利用システムの構築とその安定的運用に必要な技術を開発する。

また、木質バイオマスの持続的生産拡大の要請に対応するために、早生樹等を15t/ha/年以上の成長量で生産するための技術を開発する。

さらに、バイオマスマテリアルの利用研究では、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質なバイオマスを原料とした木材の総合的な利用技術を開発する

とともに、微生物等の代謝を活用することにより木材成分から機能性素材の原料となる化合物の製造技術を開発する。

加えて、「木の酒」を実用規模で安定的に生産するための製造技術の高度化など、地域の木材あるいはその成分を食品素材等として高付加価値化するための新たな技術を開発する。

(重点課題C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

森林資源を十分に活かしきれていない状況にあり、今後、主伐・再造林が更に広がる可能性が増す我が国においては、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ持続的な林業経営を確立するため、戦略的な林木遺伝資源の保全と優良品種の開発及びその早期普及の重要性が一層高まっている。

気候変動への対応や生物多様性の保全、花粉発生源対策といった社会的要請への対応、再造林の推進を支える観点から、林木育種分野において、多様な要請や課題に迅速に対応できる体制を整えるため、新たな育種素材の創出を含む多様な林木遺伝資源の収集や将来に向けた林木育種の展開に資する取組を一層強化する。さらに、効率的かつ効果的な表現型評価技術やゲノム情報などを活用した複数形質に優れた系統の選抜技術の開発やバイオテクノロジーを活用した育種技術の高度化などを通じて地域ニーズに応じた多様な優良品種の開発を推進する。加えて、原種苗木の効率的な生産体制の構築を進めるとともに、採種穂園の造成・管理等に関する技術指導の実施や、特定母樹等の特性に関する情報の発信を通じて、より高品質な種苗を生産できる採種穂園の改良に貢献する。

このほか、AI やビッグデータの活用など、社会全体のスマート化が急速に進む中、こうした技術を取り入れた林木育種の推進を図っていく必要がある。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめとする林木育種を推進する。

戦略課題C 1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

将来にわたって林木育種を進めるため、幅広い遺伝的変異を確保する基盤として次世代化に必要な育種素材や脆弱な希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を6,400点収集するとともに、スギ等を対象にゲノム情報の拡充を進める。将来に向けた林木育種の展開に資する取組として、試験地の造成、特性データの取得・解析等を進め、次世代育種集団の構築を着実に推進する。現在、エリートツリー(第2世代)の開発と普及が進む中、より広い地域でより多様な系統を普及するためエリートツリー150系統を開発する。

林木育種の次世代化を効率的かつ効果的に進めるため、従来技術とAIを含むデジタル技術の融合によるスマート育種技術を積極的に導入する。また、LiDAR等の先端リモートセンシング技術を用いた新たな表現型評価技術の開発を推進する。さらに、ゲノム情報を活用し、森林に対する多様なニーズに応えるための複数形質に優れた系統の選抜技術を開発する。加えて、ゲノム編集等バイオテクノ

ロジックを活用した育種技術の開発を進める。

戦略課題C2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化・低コスト化等の多様な社会的・経済的ニーズに対応するため、花粉症対策品種やマツノザイセンチュウ抵抗性品種等の多様な優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の中から農林水産大臣の指定に至る特定母樹の申請を進め、合計150系統を新たに生産集団に加える。

さらに、特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の効率的な生産体制の構築に向けた技術開発を進め、都道府県等の要望に応じて特定母樹等の原種を着実に配布する。

また、採種穂園を構成する特定母樹等について、これまで検定林調査等を通じて蓄積されたビッグデータを活用し、成長や着花性等の有用形質に係る特性データの整理・蓄積を進め、特性表7点を作成・改訂して公表し、より高品質な種苗を生産可能な採種穂園への改良に貢献する。

加えて、特定母樹及び多様な優良品種の種苗の普及を円滑に進めるために、都道府県や種苗事業者等に対し、採種穂園の造成や管理、育種技術等の指導を合計840回実施する。また、海外における林木育種に関する調査や海外からの研修・指導依頼などに対応する。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体として、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

1) 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うことに加え、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

2) 多様な森林の整備

水源涵養機能をはじめとする森林の有する公益的機能の持続的かつ高度な発揮に貢献するため、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等においても長伐期化を進めつつ、面的複層林への誘導など、多様な森林の整備を進める。（面的複層林への重点化割合：38%）

(2) 効率的・効果的な事業の実施

1) 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、生物多様性保全への関心の高まりや林業労働力の減少など、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、一貫作業の導入や成長に優れた苗木の植栽など造林作業の省力化や、保持林業など生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図る。

2) 森林資源の循環利用の推進

51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、造林木販売を円滑に進めるための実施手法の検討等を行いながら、森林資源の循環利用の推進に努める。

(3) 地域への貢献

地域への貢献として、森林整備に関する技術や知見について、技術検討会等の開催を通じて地域の林業関係者等への普及に取り組む。また、自然災害発生時には、復旧への協力等を積極的に行う。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営を推進するため、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②研修・マニュアル等の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用（新たな森林保険業務システムの構築等）も行いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いの取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、これらの取組により、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の1)から3)について、年度ごとの実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進する。

1) 森林所有者等への森林保険制度の普及のため、ウェブサイト、広報誌等多様なメディアや機会の活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

- 2) 森林保険の加入状況の分析結果等に基づき、特に災害リスクの高いⅠ齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保を図るため、森林の所有形態や規模等に応じて、効果的な加入促進活動を実施する。また、森林整備事業、森林経営管理制度等の森林・林業施策と連動した取組を推進するとともに、国・都道府県・関係諸機関との連携による加入促進活動を展開する。
- 3) 加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る取組を実施する。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の検証や適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととし、そのための検討等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率100%実施)

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が有する高度な技術・知見や蓄積されたデータ、全国のネットワークやフィールドを相互に活用したプロジェクト形成等、業務間の連携による取組を推進し、現場ニーズの高い課題の解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少な

くとも対前年度比3%の抑制を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響する。このことを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性を十分検討することなどにより、コスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる。一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行う。

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等により、契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展などにより国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則って、ネットワーク基盤や情報システムの適切な整備及び管理を行う。

具体的には、業務の効率化や各職員の生産性向上を図るため、業務環境の変化や利用者ニーズを踏まえた諸申請手続きの電子化を推進するほか、AIの導入・活用や森林機構内で共通的に利用する情報システムの集約・連携・統合等も含めた積極的な改善に向けて検討を行う。また、各業務の特性も考慮し、在宅勤務やオンライン会議等、多様な勤務形態に対応したシステムの整備に努める。

森林機構が保有する成果やデータについては、機構内外での幅広い連携・活用を促進するため、デジタル化を進めつつ適切な管理や公開に努めるなど、必要な環境整備を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う。

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 研究開発業務

収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報の開示を行う。

さらに、外部研究資金の獲得等により、積極的な自己収入の確保に努める。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 重点課題A 「森林環境」 | 重点課題B 「森林産業」 | 重点課題C 「林木育種」 | 勘定共通 | 合 計 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| 収入 | | | | | |
| 運営費交付金 | 18,531 | 24,519 | 8,251 | 22,378 | 73,679 |
| 施設整備費補助金 | 0 | 0 | 493 | 1,748 | 2,241 |
| 受託収入 | 2,099 | 2,794 | 263 | 1,109 | 6,265 |
| 諸収入 | 0 | 0 | 0 | 278 | 278 |
| 計 | 20,630 | 27,312 | 9,007 | 25,513 | 82,462 |
| 支出 | | | | | |
| 人件費 | 14,630 | 19,326 | 4,052 | 17,767 | 55,775 |
| 業務経費 | 3,901 | 5,192 | 4,199 | 0 | 13,293 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 4,889 | 4,889 |
| 施設整備費 | 0 | 0 | 493 | 1,748 | 2,241 |
| 受託経費 | 2,099 | 2,794 | 263 | 1,109 | 6,265 |
| 計 | 20,630 | 27,312 | 9,007 | 25,513 | 82,462 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定方法]

1. 令和8年度は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前年度一般管理費 × α + 前年度業務経費 × β) × γ + 人件費 ± δ - 自己収入 (臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.03)

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

2. 令和9年度以降は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = [{ (前年度一般管理費 - A) × α × γ + A } + { (前年度業務経費 - B) × β × γ + B }] + 人件費 ± δ - 自己収入 (臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

A : 一般管理費における公租公課、土地借料の実績額

B : 業務経費における公租公課、土地借料の実績額

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職
手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険
料

[注記] 前提条件 : 令和9年度以降の消費者物価指数の伸び率を0%と推定。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 重点課題A 「森林環境」 | 重点課題B 「森林産業」 | 重点課題C 「林木育種」 | 勘定共通 | 合 計 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| 費用の部 | 22,506 | 29,806 | 9,134 | 25,933 | 87,379 |
| 経常費用 | 22,506 | 29,806 | 9,134 | 25,933 | 87,379 |
| 人件費 | 14,630 | 19,326 | 4,052 | 17,767 | 55,775 |
| 業務経費 | 5,178 | 6,886 | 4,172 | 0 | 16,237 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 6,968 | 6,968 |
| 受託経費 | 2,099 | 2,794 | 263 | 1,109 | 6,265 |
| 減価償却費 | 599 | 800 | 646 | 90 | 2,135 |
| 財務費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益の部 | 22,506 | 29,806 | 9,134 | 25,933 | 87,379 |
| 経常収益 | 22,506 | 29,806 | 9,134 | 25,933 | 87,379 |
| 運営費交付金収益 | 18,042 | 23,880 | 7,732 | 22,306 | 71,960 |
| 受託収入 | 2,099 | 2,794 | 263 | 1,109 | 6,265 |
| 諸収入 | 0 | 0 | 0 | 278 | 278 |
| 資産に係る繰延収 益戻入 | 599 | 800 | 646 | 90 | 2,135 |
| 賞与引当金見返に 係る収益 | 958 | 1,265 | 267 | 1,166 | 3,656 |
| 退職給付引当金見 返に係る収益 | 808 | 1,067 | 225 | 984 | 3,085 |
| 臨時利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前中長期目標期間繰越 積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 重点課題A | 重点課題B | 重点課題C | 勘定共通 | 合 計 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 「森林環境」 | 「森林産業」 | 「林木育種」 | | |
| 資金支出 | 20,630 | 27,312 | 9,007 | 25,513 | 82,462 |
| 業務活動による支出 | 19,911 | 26,353 | 7,738 | 23,693 | 77,695 |
| 投資活動による支出 | 719 | 960 | 1,269 | 1,820 | 4,767 |
| 財務活動による支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次期中長期目標期間 への繰越金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資金収入 | 20,630 | 27,312 | 9,007 | 25,513 | 82,462 |
| 業務活動による収入 | 20,630 | 27,312 | 8,514 | 23,765 | 80,221 |
| 運営費交付金によ る収入 | 18,531 | 24,519 | 8,251 | 22,378 | 73,679 |
| 受託収入 | 2,099 | 2,794 | 263 | 1,109 | 6,265 |
| その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 278 | 278 |
| 投資活動による収入 | 0 | 0 | 493 | 1,748 | 2,241 |
| 施設整備費補助金 による収入 | 0 | 0 | 493 | 1,748 | 2,241 |
| その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前期中長期目標期間 からの繰越金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

長期借入金について 462 億円を確実に償還する。

また、債務返済に関する試算を毎年度行い、中長期計画に基づく償還計画額と当年度実績額の検証結果とともに公表する。

1) 予算

令和 8 年度～令和 14 年度予算

(水源林勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------|---------|
| 収 入 | |
| 国庫補助金等 | 179,585 |
| 長期借入金 | 26,600 |
| 業務収入 | 13,914 |
| 業務外収入 | 2,359 |
| 計 | 222,458 |
| 支 出 | |
| 業務経費 | 144,604 |
| 造林事業関係経費 | 143,904 |
| 東日本大震災復旧・復興水源林業務経費 | 700 |
| 借入金償還 | 46,204 |
| 支払利息 | 7,321 |
| 一般管理費 | 5,502 |
| 人件費 | 24,509 |
| 業務外支出 | 140 |
| 計 | 228,279 |

(注 1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注 2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 費用の部 | 20,930 |
| 経常費用 | 20,930 |
| 分収造林原価 | 350 |
| 販売・解約事務費 | 7,779 |
| 水源環境林業務費 | 259 |
| 復興促進業務費 | 70 |
| 一般管理費 | 2,194 |
| 人件費 | 4,373 |
| 財務費用 | 5,904 |
| 雑損 | 0 |
| 収益の部 | 20,585 |
| 経常収益 | 20,585 |
| 分収造林収入 | 916 |
| 販売・解約事務費収入 | 7,779 |
| 繰延補助金等（資産）戻入 | 91 |
| 国庫補助金等収益 | 9,311 |
| 水源環境林負担金収入 | 26 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 300 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 2,161 |
| 純利益 | ▲345 |
| 前中長期目標期間繰越積立金取崩額 | 3,072 |
| 総利益 | 2,727 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 資金支出 | 234,045 |
| 業務活動による支出 | 180,951 |
| 投資活動による支出 | 140 |
| 財務活動による支出 | 46,204 |
| 次期中長期目標期間への繰越金 | 6,750 |
| 資金収入 | 234,045 |
| 業務活動による収入 | 146,250 |
| 補助金収入 | 130,117 |
| 収穫等収入 | 13,819 |
| その他の収入 | 2,315 |
| 投資活動による収入 | 140 |
| 財務活動による収入 | 76,068 |
| 前期中長期目標期間からの繰越金 | 11,586 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

また、森林保険業務の安定的な運営のため、第2の3(2)に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------|--------|
| 収 入 | |
| 業務収入 | 12,351 |
| 業務外収入 | 11 |
| 計 | 12,362 |
| 支 出 | |
| 人件費 | 2,471 |
| 保険金 | 6,700 |
| 業務経費 | 4,092 |
| 一般管理費 | 1,171 |
| 業務外支出 | 0 |
| 予算差異 | ▲2,071 |
| 計 | 12,362 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | 14,451 |
| 經常費用 | 14,451 |
| 人件費 | 2,494 |
| 支払保険金 | 6,700 |
| 業務費 | 4,512 |
| 一般管理費 | 745 |
| 財務費用 | - |
| 雑損 | 0 |
| 収益の部 | 12,657 |
| 經常収益 | 12,657 |
| 保険料収入 | 11,141 |
| 支払備金戻入 | 44 |
| 責任準備金戻入 | 263 |
| 繰延物品受贈額（資産）戻入 | 1 |
| 財務収益 | 1,208 |
| 雑益 | 0 |
| 純利益 | ▲1,794 |
| 総利益 | ▲1,794 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 資金支出 | 25,616 |
| 業務活動による支出 | 14,409 |
| 投資活動による支出 | 6,800 |
| 財務活動による支出 | - |
| 次期中長期目標期間への繰越金 | 4,407 |
| 資金収入 | 25,616 |
| 業務活動による収入 | 12,351 |
| 投資活動による収入 | 6,800 |
| 財務活動による収入 | - |
| 前期中長期目標期間からの繰越金 | 6,465 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

長期借入金について、12億円を確実に償還し、第6期中長期目標期間中に完済することとする。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------|-------|
| 収 入 | |
| 政府交付金 | 282 |
| 業務収入 | 1,194 |
| 業務外収入 | 10 |
| 計 | 1,486 |
| 支 出 | |
| 借入金償還 | 1,197 |
| 支払利息 | 34 |
| 一般管理費 | 162 |
| 人件費 | 297 |
| 業務外支出 | 129 |
| 計 | 1,818 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|-------|
| 費用の部 | 619 |
| 經常費用 | 619 |
| 一般管理費 | 168 |
| 人件費 | 296 |
| 財務費用 | 34 |
| 雑損 | 121 |
| 収益の部 | 325 |
| 經常収益 | 325 |
| 繰延補助金等（資産）戻入 | 3 |
| 国庫補助金等収益 | 263 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 15 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | 9 |
| 割賦利息収入 | 34 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 2 |
| 純利益 | ▲ 293 |
| 前中長期目標期間繰越積立金取崩額 | 300 |
| 総利益 | 7 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|-------|
| 資金支出 | 5,225 |
| 業務活動による支出 | 965 |
| 投資活動による支出 | 8 |
| 財務活動による支出 | 1,197 |
| 次期中長期目標期間への繰越金 | 3,055 |
| 資金収入 | 5,225 |
| 業務活動による収入 | 1,478 |
| 政府交付金収入 | 282 |
| 負担金・賦課金収入 | 1,159 |
| その他の収入 | 37 |
| 投資活動による収入 | 8 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中長期目標期間からの繰越金 | 3,739 |

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 短期借入金の限度額

研究・育種勘定

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。

4 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

水源林勘定及び特定地域整備等勘定

成城宿舎（世田谷区）について、国庫納付に向けて関係機関と調整を行う。

5 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限)

91,000ha

6 剰余金の使途

(1) 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

(2) 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

7 積立金の処分

前中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

(1) 研究・育種勘定

棚卸資産、前払費用、長期前払費用、前渡金及び仮払金の経過勘定に係る会計処理に充当する。

(2) 水源林勘定

借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

森林機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。

各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理委員会においてリスクの洗い出しを実施し、必要に応じてリスク管理計画を見直すなど、PDCA サイクルを確実に実行することにより、リスク管理の強化を図る。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図りつつ、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を

遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組を徹底するなどにより、法令遵守・倫理保持に対する役職員の意識の向上を図り、コンプライアンスの確保を図る。

(3) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進する。

(4) 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に情報を公開する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に沿った情報セキュリティ対策を実施する。

また、研修や訓練等を通じて役職員に対する情報セキュリティ意識の向上・啓発を図り、個人情報の保護も含めた情報セキュリティの確保を図る。

さらに、森林機構内各組織間の連携を強化し、情報共有を密にすることにより、機構全体における情報セキュリティレベルの向上を図る。

(6) 環境対策の推進

環境目標及び実施計画を作成し、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とするなどの取組を通じて環境負荷低減を図るとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、環境への影響に配慮する。

(7) 安全管理の推進

労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では造林者等、森林保険業務では業務委託先の労働安全衛生が確保されるよう、指導を徹底する。

2 業務実施体制の見直し

森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成や森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かして森林機構全体として社会的ニーズや国の政策に応じた課題を解決する能力の最大化を図り、その責務を果たしていくため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備などを進める。

3 施設及び設備に関する計画

研究開発用施設は、その多くが基盤整備後から相当の期間が経過しており、深刻な老朽化が進んでいる状況である。このため、施設、設備について、新たな研究開発の推進や原種苗木の安定的な生産の推進の観点も踏まえたそれぞれの必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、森林機構が有する能力を発揮する上で必要不可欠な更新・整備を長期的な視点から計画的に推進する。

また、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定、令和4年4月改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備を行う。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額：20±ε 億円

（注）「ε」は、各年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

4 人事に関する計画

（1）人材の確保・育成

ITの進展など社会情勢が変化しつつある中であっても、研究開発、水源林造成、森林保険の各業務に求められる専門性等を踏まえつつ、森林機構全体として業務を効率的かつ効果的に推進できるよう、必要な人材を確保・育成し、職員の適切な配置等を実施する。

職員の採用に当たっては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用や、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、必要な人材の確保に努める。

このうち研究職員については、基礎から応用に至る研究開発を支え、成果の創出・イノベーションを推進するため、多様な人材の確保に努めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進することにより、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人材の育成に当たっては、職員個人の資質や経歴、年齢、キャリアパスを考慮しつつ、階層や専門に応じた各種研修を実施するとともに、業務に有用な各種資格を計画的に取得できるよう支援を行うなど、各業務の特性に応じた高度な専門知識の習得や管理能力の向上に努める。また、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成に努める。

なお、職員採用事務や各種研修等については、森林機構内で連携して実施するなどの効率化を検討することとし、可能なところから実施する。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を

進める。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに森林機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

ワークライフバランスに配慮した多様な働き方が可能な勤務形態の充実、キャリアカウンセリング等の機会の幅広い提供により、多様な人材が、それぞれの能力を存分に発揮できる職場環境の充実を図る。また、引き続き男女共同参画を推進する。すべての職員がダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を実施するとともに、森林機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

6 広報活動の推進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育成にも資するよう広報活動を実施する。

情報発信に際しては、受け手の多様性や利用者の使いやすさを考慮し、各業務の特性並びに広報の目的に応じて適切な手段を検討し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。